平成２１年（フ）第６４８号
千葉県松戸市栄町西２丁目945番地
債務者　本間　盛靖
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６５６号
千葉県野田市船形3841番地　張替清方
債務者　槻　　聡美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６５９号
千葉県松戸市五香南２－８－10カナディアンムーブ201号、住民票上の住所千葉県船橋市印内町571番地２　レクセルプラザ西船橋910号
債務者　武田　康仁
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６６４号
千葉県野田市五木新町24番地の１　興和ハイツ五木102
債務者　板橋　優美
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６７５号
千葉県柏市松葉町５丁目５番地２　５棟501号
債務者　金澤　典子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６８０号
千葉県松戸市常盤平４丁目３番地の12レクセルマンション常盤平さくら通り104号
債務者　岩渕　　勉
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６８１号
千葉県松戸市常盤平４丁目３番地の12レクセルマンション常盤平さくら通り104号
債務者　岩渕　正江
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６８７号
千葉県我孫子市都４番地の19
債務者　山崎　正則
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６９７号
千葉県野田市木野崎1034番地
債務者　山崎　誠一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７２４号
千葉県野田市鶴奉335番地の１　市営住宅鶴奉団地１号棟305号
債務者　吉葉　　理
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７２５号
千葉県野田市鶴奉335番地の１　市営住宅鶴奉団地１号棟305号
債務者　吉葉　雅子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７３５号
千葉県松戸市六実１丁目40番地の２ガーデン六実207号
債務者　伊藤　　学
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７３９号
千葉県松戸市高塚新田123番地の３高塚団地１街区８棟103号室
債務者　河須崎みゆき
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７４７号
千葉県柏市大井922番地８
債務者　松本　妙子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７４３号
神奈川県秦野市堀西840番地の２
債務者　坂井みつ子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７４６号
神奈川県平塚市万田602番地の１　アメニティ湘南平２―202
債務者　中村　厚子（旧姓磯田）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７４９号
神奈川県南足柄市狩野126番地
債務者　中野加代子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部